

第9期事業年度

事業報告

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 現下における事業実施の意義

長引くウクライナ情勢に加え中東情勢の深刻化、米中摩擦など不安定な地政学的状況、各国の景況感や金融政策の相違等を背景とした為替市場の大幅な変動など、当社を取り巻くグローバルな社会経済環境は引き続き不確実性が高い状況にあります。

一方、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、わが国事業者が海外における事業展開を推進する上で好ましい環境が戻ってきています。

令和5年6月決定の「インフラシステム海外展開戦略 2025」追補版においては、「インフラ分野へのデジタル活用を促進するため、関係省庁・機関は(中略) AI・高度 ICT 等のデジタル技術を活用した案件の形成支援の強化や、日本企業が有するデジタル技術の活用が将来的に期待される案件への支援強化を図る」とされるなど、質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、自由で開かれたインド太平洋の実現等の外交課題への対応が求められており、当社が日本の通信・放送・郵便事業者の多様なニーズに応じ、その海外事業展開を支援することは、わが国の利益に合致するものと認識しています。

(2) 業務運営改革の推進

当社では、以前より取り組んできた業務運営改革を当期においても着実に推進しています。具体的には

- ① 中期経営計画及び改善計画に則った着実な業務運営 (※後述)
- ② サステナビリティに関する取組の推進
- ③ 政策的意義と収益性の両立を目指す官民ファンドである当社の特性に合った人事・報酬制度の運用
- ④ 案件モニタリングやポートフォリオ分析、為替ヘッジ等を通じた戦略的な資産・財務管理

等に取り組んでおり、業務運営基盤は引き続き順調に整備・強化されています。

また、こうした施策の推進と新たな案件組成に必要な人材の採用にも積極的に取り組んできており、常勤社員数は令和6年3月31日現在32名に達し、案件の増加・多様化に的確に対応するため更なる態勢強化を図っているところです。

(3) 増加・多様化する投資案件への対応と財務・経営状況の改善

支援基準の見直し(令和4年2月)による当社の支援範囲の拡大により、ハードインフラ整備を伴わない ICT サービスへの支援やファンドに対する LP 出

資が可能となり、ソーシング活動が多様化しています。またベンチャー企業やスタートアップ企業からの相談も増加しています。

当期においては年間3件の案件が新たに組成され、当社の支援案件は欧米、アジアを中心に、これまで未開拓であったアフリカにも拡大し、支援案件のグローバルなマッピングが可能な状況になっています。

こうした結果、当期における投資実績額は76.3億円、営業損益は3.16億円、当期純損益は3.87億円と、ともに設立後初めて黒字に転換しました。累積損額は▲123億円に縮小し、令和4年5月に作成した改革工程表2021を踏まえた改善計画における当期の投資計画額(52億円)及び累積損益計画額(▲181億円)をいずれも上回る形で達成しました。

今後の投資を進めるに当たっては引き続き、①わが国の経済安全保障政策の動向や外交政策・対外経済政策との調和、②対象事業に対する適切なモニタリング(ガバナンス・リスク管理態勢の確保)、③中期的な財務状況への配慮、インフラ案件への積極的な取組に加え、ICTサービス等への支援、などの諸点に十分留意して取り組んでまいります。

また、投資を行った案件については、投資先の取締役会等への参画等を通じて適切なモニタリングとバリューアップにも取り組んでまいります。

(4) エコシステム構築に関する取組

当社では、産学官の関係者の保有する知見やノウハウを効果的に連携させ、日本企業の海外展開を強力に推進するため、ICT及び金融の両分野に係る国内外の関係団体や関係企業との組織的・人的ネットワークとしての「エコシステムの構築」に取り組んでまいりました。

また当社が政府系特殊会社であることを活かし、総務省などわが国政府機関に加え投資先の外国政府や開発金融機関等との関係も構築・深化し、①パートナー企業からの当社に対する期待に応えるとともに、②わが国の外交政策及び対外経済政策の推進に資する情報収集力・発信力の強化及び当社のプレゼンス向上を目指す「G2G活動」にも取り組んでいます。

この結果、当社の政府部内や市場での認知度向上、関係団体等との連携の深化等、多面的な成果につながっています。今後も、共同投資案件につながる認知度の向上や、ICT分野の研究開発動向・実装状況・金融分野に係る先端的な知見の蓄積と情報展開等を目指し、エコシステムの構築・強化に取り組んでまいります。

(主な取組と成果)

① 社内態勢強化

ア. エコシステム推進グループの人員増強

- イ. 情報軸強化策に関する社内周知（5月）
- ウ. SNS を活用した情報発信開始（10月）
- ② 社外機関との関係構築・強化の取組
 - ア. 総務省との様々なレベルでの接触機会の拡大
 - イ. 内閣官房主催会合への参加による他の官民ファンド等との連携強化
 - ウ. 財務省主催「官民ファンド等合同説明会」による地方経済界への発信
 - エ. NICT との連携・協力の推進に関する協定の締結
 - オ. G2G 活動の一環として投資先の外国政府や開発金融機関等との関係構築
 - カ. 金融・ICT 関連団体の加入先の拡大
 - キ. 国際展示会（CEATEC、CES、MWC）への参画
 - ク. 講演・イベント参加等による発信の強化
 - ケ. 総務省情報通信審議会情報通信政策特別委員会での意見陳述
- ③ エコシステム推進活動による多面的な成果
 - 総務省や政府機関から当社の役割や具体的投資案件が取り上げられたことで、情報発信を強化したことと相まって当社の認知度が向上し、外部からの出資相談の件数が増加しています。また金融・ICT 関連団体や VC が主催するセミナー等に積極的に参加することで当社自身の ICT・金融分野の知見底上げにつながっています。

（5）中期経営計画及び改善計画に則った着実な業務運営

「総務省海外展開行動計画 2025」においては、情報通信産業の海外展開手法として当社の支援制度や総務省施策との連携強化が打ち出されましたが、その中では、将来にわたりより政策的意義の高い投資等を行うため、当社自身の財務状況を健全に保つことの重要性が指摘されました。

当社においては令和4年5月に改革工程表 2021 を踏まえた改善計画を策定・公表し、ICT サービスや LP 出資に係る相談数の増加に対応するとともに、案件組成を積極的に進めてまいりました。さらに、令和5年度からの3年間を見据えてより計画的・戦略的な事業運営を行うべく、令和5年6月に中期経営計画を策定・公表し、その中で、

- ① 重点的取組課題として、政策性・収益性の追求、DX 展開企業の支援や高付加価値技術に着目した支援
- ② 具体的取組課題として、通信・放送・郵便に係るインフラ整備等へのリスクマネー供給、支援対象拡大を踏まえた ICT サービス等への資金供給、地方・中小企業やベンチャーをも視野に入れた LP 出資、投資事業の基盤となる関係機関・企業等とのエコシステムの構築や将来の事業創造の核となる人材育成

についてそれぞれ記載しました。併せて当社にて設定した3か年の数値目標（KPI）についても明記するとともに、当社業務のサステナビリティに係る取組についても盛り込んでいます。

中期経営計画を着実に実行できるよう、中期経営計画を踏まえた事業計画を毎年度作成し、今後の事業運営を計画的かつ戦略的に進めてまいります。

（6）戦略的なポートフォリオ分析及び資金・財務管理

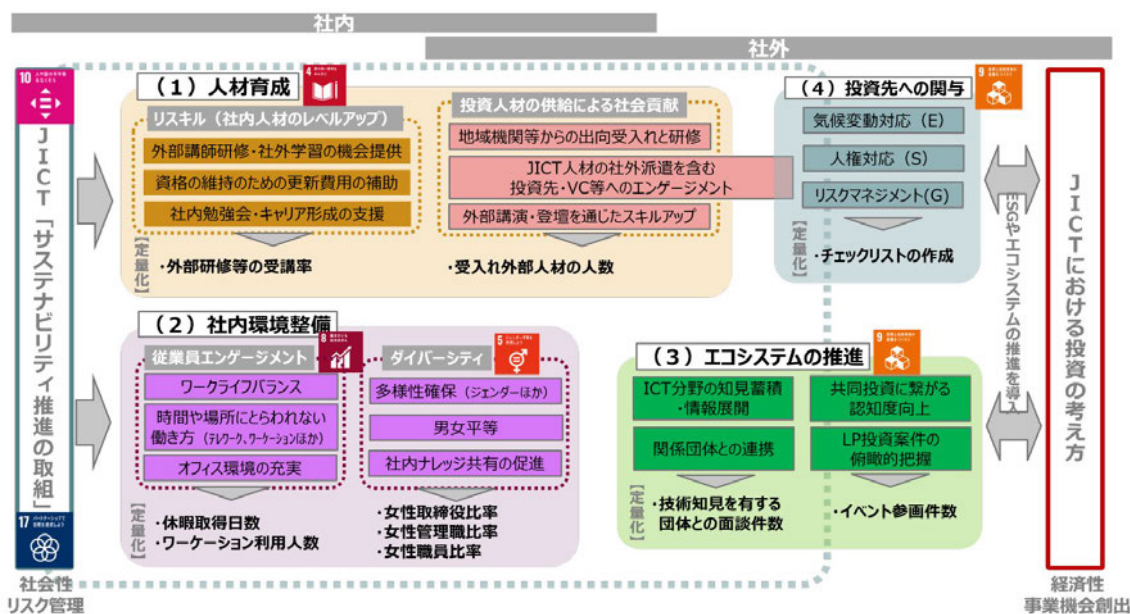
当期においては、その他有価証券評価差額金の増加による貸借対照表ベースでの財務の健全性と投資余力の向上に加え、損益計算書ベースでは、大型案件からの配当収入等が19億円超に及び、経常費用（販売管理費）を賄うことができる水準に達しています。

また、投資実行に当たっては、事前にポートフォリオ管理の観点からのリスク許容度を認識の上で案件組成を行うとともに、事後には個別案件別収支に加えて、国、通貨、出資形態、リスクにさらされている割合、ウクライナや中東その他の地政学的情勢、米国金融市場の動向等をモニタリングし、貸借対照表全体を俯瞰したポートフォリオ・リスク分析の強化を図っています。

このようなポートフォリオ分析の強化とともに、目的に応じた資金需要に柔軟に応えながら支援を行うためには計画的な資金・財務管理が重要であり、政府保証債の発行による資金調達手段の多様化に加え適宜為替ヘッジも実施するなど、資金用途ごとの内部管理上の勘定を設定する等戦略的な資金管理を行っています。

2. サステナビリティに関する取組

当社では、サステナビリティ関連のガバナンス及びリスク管理体制を構築するとともに、当年度の経営上の課題として「サステナビリティ意識の涵養」を設定し、多様性や投資の検討時の事前的対応、事後的な人材派遣を含む投資先・VC等へのエンゲージメント等広範な観点にて取組を行っています。



(1) ガバナンス及びリスク管理体制

後述する「8. 業務の適正を確保するための体制の整備について」に示した内容のほか、サイバーセキュリティ対策の強化にも取り組んでおり、当年度は情報セキュリティ事件・事故が生じた場合又はそのおそれがある場合の対応フローを整備するとともに実際にインシデントが発生したことを想定した机上訓練を実施しました。

(2) サステナビリティに関する具体的取組

① 人材育成

多様な人材を確保・育成する観点から、当年度新たな取組として資格取得支援規程、資格維持支援規程を制定して社員の語学力強化や金融・ICT分野の国家資格の取得・維持を促し、キャリア形成の支援拡充を図りました。また外部から講師を招いてインサイダー取引の禁止等に関する研修を行いました。

② 社内環境整備

時間や場所にとらわれない働き方としてワーケーション規程の制定など

ワークライフバランスの改善、オフィス環境充実に取り組んでいます。有給休暇取得日数は社員1名あたり9.2日、ワーケーション制度の利用人数は4人となっています。

またダイバーシティの観点から男女平等、多様性確保を掲げており、女性取締役比率は25.0%、女性管理職比率は15.4%、女性職員比率は18.8%となっております。

③ エコシステムの推進

ICTや金融分野に係る国内外の関係団体や関係企業とのネットワーク「エコシステム」については、前述したエコシステム構築と並行して、ICT分野以外の投資など当社の支援対象ではない案件の相談が寄せられた場合であっても、他の官民ファンドや民間ファンドを紹介したり総務省の実証事業を仲介したりするなど、これまで培った当社の組織的・人的ネットワークを最大限活用し、エコシステムが日本経済全体に裨益するよう取り組んでいます。

④ 投資先への関与

SDGsを達成し、持続可能な経済社会の実現に貢献するとの考え方の下、運用プロセス全体を通じてESGを考慮して投資を行うことを推進しています。投資にあたってのチェックリストを作成し、スクリーニングを行ったうえで投資実行の判定を行っています。

(3) サステナビリティに関する取組の指標・KPI設定

当年度整備・運用したサステナビリティに関する取組については毎年度の事業計画に指標やKPIとして設定し、その進捗や結果を測定・検証して次年度以降取組強化を図ってまいります。

3. 財務状況等

(1) 当期の実績

当期においては、前期までに支援を決定した案件に係る配当及び融資の利息収入等により、売上高が19億5千万円となりました。

このような事業活動の結果、当期の業績は、経常利益5億9千1百万円、当期純利益3億8千7百万円となりました。

(当期支援決定案件)

案件名	支援決定日	支援決定額
LP出資による東南アジア等におけるICT事業等拡大支援	令和5年9月12日	約22億円相当
LP出資によるアフリカにおけるICT事業等展開支援	令和5年9月12日	約10百万米ドル
インドネシアにおけるインドアキャリアニュートラルホスティング事業拡大支援(追加支援)	令和5年5月30日	約21億円相当

(その他の支援中の案件)

案件名	支援決定日	支援決定額
米国における決済ICTソリューション事業	令和4年12月22日	40百万米ドル
米国等における多言語コミュニケーションに係るICTサービス事業	令和4年12月22日	2億円
LP出資による米国等におけるICT事業等展開支援	令和4年10月28日	25百万米ドル
インドにおけるデータセンターの整備・運営事業	令和4年10月24日	約86百万米ドル
LP出資による欧米・インド・イスラエル等におけるICT事業等展開支援	令和4年6月17日	25.34億円
米国におけるアクセスコントロールICTサービス事業	令和4年3月22日	3百万米ドル
欧州・APAC(アジア太平洋地域)における金融ICT基盤整備・サービス提供事業	令和3年1月29日	350億円
インドネシアにおける屋内通信イン	令和3年1月18日	約22億円

案件名	支援決定日	支援決定額
フラッシュアリング事業		
東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業	令和元年10月10日	78百万米ドル
欧州における電子政府 ICT 基盤整備・サービス提供事業	平成31年2月28日	11.2億デンマーク・クローネ
ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業	平成30年3月9日	約14百万米ドル
日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業	平成29年11月28日	44.5百万米ドル

- (注) 1. 支援決定額については、支援決定を行った上限額を示しています。
2. 全ての案件については、日本側の共同出資者とともに投資を行っています。

(2) 設備投資等の状況

当期中に重要な設備投資は実施しておりません。

(3) 資金調達の状況

当期は、政府から21.2億円の出資を受けました。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第7期 (R3.4.1~R4.3.31)	第8期 (R4.4.1~R5.3.31)	第9期 (R5.4.1~R6.3.31)
売上高	527,983	1,729,011	1,950,184
経常利益又は 経常損失 (△)	△5,755,920	△1,455,017	591,403
当期純利益又は 当期純損失 (△)	△5,961,462	△1,502,787	387,948
1株当たり 当期純利益又は当期 純損失 (△) (円)	△4,590	△1,021	218
総資産	73,454,800	109,245,190	121,719,007
純資産	60,490,147	84,211,911	92,897,120
1株当たり 純資産額 (円)	45,634	48,227	51,940

- (注) 1. 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりとなっております。

当期純利益	387,948千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	387,948千円
普通株式の期中平均株式数	1,778,461株

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ 上記①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

- ⑮ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ 上記①～⑮に掲げる業務に附帯する業務
- ⑰ 上記①～⑯の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
- ② 主要な子会社の事務所
該当事項はありません。

(8) 従業員の状況（令和6年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32	103%	44.1	2.99

(注) 社外から当社への派遣者及び出向者を含みます。

(9) 主要な借入先（令和6年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の株式に関する事項（令和6年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,788,540株
- (3) 株主数 23名
- (4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	1,740,840	97.33%
株式会社みずほ銀行	10,000	0.56%
住友商事株式会社	4,000	0.22%
日本電気株式会社	4,000	0.22%
日本電信電話株式会社	4,000	0.22%

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本放送協会	4,000	0.22%
富士通株式会社	4,000	0.22%
KDDI株式会社	2,000	0.11%
日本郵便株式会社	2,000	0.11%
BIPROGY株式会社	2,000	0.11%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2,000	0.11%
パナソニックホールディングス株式会社	2,000	0.11%
三菱電機株式会社	1,600	0.09%
株式会社インテック	1,000	0.06%
株式会社野村総合研究所	1,000	0.06%
古河電気工業株式会社	1,000	0.06%
株式会社テレビ朝日ホールディングス	500	0.03%
株式会社テレビ東京ホールディングス	500	0.03%
株式会社電通グループ	500	0.03%
株式会社TBSホールディングス	500	0.03%
日本テレビ放送網株式会社	500	0.03%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	500	0.03%
株式会社フジクラ	100	0.01%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社役員に関する事項（令和6年3月31日現在）

（1）取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	冷水 仁彦	—
代表取締役社長	大島 周	一般社団法人 ISDA ジャパン 監事
常務取締役	大道 英城	—
取締役	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表／事業共創プロデューサー 株式会社 JTOWER 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役 AGRIST 株式会社 社外取締役
取締役	川和 まり	ミナトホールディングス株式会 社 取締役 監査等委員
取締役	中島 正樹	住友商事株式会社 専務執行役員 メディア・デジ タル事業部門長 JCOM 株式会社 取締役 SCSK 株式会社 取締役
取締役	三尾 美枝子	紀尾井町法律事務所 弁護士
監査役	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長 株式会社柿安本店 社外監査役 キッコーマン株式会社 社外監 査役 三菱鉛筆株式会社 社外監査役 SOMPO ホールディングス株式会 社 社外取締役 監査委員会委 員

（注）1. 取締役のうち、太田直樹、川和まり、中島正樹及び三尾美枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7人 (4人)	57,700千円 (12,000千円)	—
監査役(社外)	1人	3,000千円	—
計	8人	60,700千円	—

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況(海外通信・放送・郵便事業委員会における活動を含む)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員 (委員長)	太田 直樹	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 13 回、海外通信・放送・郵便事業委員会 14 回のうち 13 回出席。海外事業投資や ICT の見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	川和 まり	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 13 回、海外通信・放送・郵便事業委員会 14 回のうち 13 回出席。米国での金融やフィンテック分野への見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	中島 正樹	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 10 回、海外通信・放送・郵便事業委員会 14 回のうち 11 回出席。商社での海外投資業務等の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	三尾 美枝子	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 14 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場か

区分	氏名	主な活動状況
		ら発言。
監査役	梶川 融	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 14 回全てに出席。公認会計士としての専門見識を活かし、監査役の立場から発言。

(注) 当社は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（以下「機構法」という。）に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、同法第 25 条第 1 項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに同法第 27 条第 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額
報酬等の額	8,600 千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,200 千円
--------------------------	----------

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳等の業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスが最優先される体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定める。

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告する。また、コンプライアンスに関する事項についても取締役会に提言・勧告等を行う。

- ② 当社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役員及び社員に通知する。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

当社は、内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。

（２）リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定める。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行う。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

（５）会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する役員の派遣や株主権等の行使を適切に行う。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

- ア. 役員及び社員は、当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。
- イ. 役員及び社員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
- ウ. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役員及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

② 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ア. 監査役の求めに応じて、監査役職務を補助する組織として、監査役室を設置し監査役の指揮の下に置く。
- イ. 監査役職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

③ 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保する。
- ア. 代表取締役、業務執行取締役、会計監査人との定期的な会合
 - イ. 子会社等の調査等の実施
 - ウ. アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス室を設置し、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・ホットラインの設置、全役員・社員を対象とする研修の実施等、コンプライアンス確保のための取組を進めています。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と事前協議の上、内部監査の実施に関する取組を進めています。

② リスク管理に関する体制

当社は、危機管理本部を設置し、リスクマネジメントに関する方針の策定等を行っています。

③ 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、機構法第 17 条により、同法第 25 条第 1 項の対象事業支援の対

象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに同法第 27 条第 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しています。

⑤ 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、法令及び投資管理規程等の社内規程に基づき、投資先企業における役職員の派遣や株主権の行使等を、モニタリングの観点等から適切に実施しています。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役 1 名が、取締役会に出席するとともに、役員及び社員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、コンプライアンス室からコンプライアンスに関連する事項について適宜報告を受けています。

当社は、監査役の職務を補助する使用人として、3 名を補助社員（非専任）として選任しています。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。